IN WITNESS WHEREOF the undersigned, duly authorised thereto by their respective Governments, have signed this Protocol.

DONE in duplicate at Muscat this ninth day of January, 2014, in the Japanese, Arabic and English languages, all three texts being equally authentic. In case of divergence of interpretation, the English text shall prevail.

For the Government of Japan:

George Hisaeda

For the Government of the Sultanate of Oman:

درويش بن إسماعيل بن علي البلوشي

府　　令

○内閣府令第五十七号

金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第五条第一項、第二十四条第一項及び第三項、第二十四条の四の七第一項、第二十四条の五第一項及び第四項並びに第百九十三条の二第五項の規定に基づき、企業内容等の開示に関する内閣府令及び財務諸表等の監査証明に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令を次のように定める。

平成二十六年八月二十日

内閣総理大臣　安倍　晋三

企業内容等の開示に関する内閣府令及び財務諸表等の監査証明に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令

（企業内容等の開示に関する内閣府令の一部改正）

第一条　企業内容等の開示に関する内閣府令（昭和四十八年大蔵省令第五号）の一部を次のように改正する。

第十九条第二項第九号の四ハ⑵中「この号において」を削り、同号ハ⑵㈠中「第四条第四項第二号」を「第四条第六項第二号」に改め、同号ハ⑵㈢中「第四条第八項第二号」を「第四条第十一項第二号」に改め、同号ハ⑵㈤中「第四条第十二項第二号」を「第四条第十六項第二号」に改め、同号ハ⑵㈥中「第四条第十四項」を「第四条第十八項」に改め、同項第十九号中「当期純利益」を「親会社株主に帰属する当期純利益」に改める。

第二号様式記載上の注意⑬l、⑯g及び㉒g中「すべて」を「全て」に改め、同記載上の注意㉕a中「このa」を「a」に改め、同記載上の注意㉕ac中「当期純利益金額又は当期純損失金額」を「親会社株主に帰属する当期純利益金額又は親会社株主に帰属する当期純損失金額」に改め、同記載上の注意㉕aㇰ中「による」を「により掲記される」に、「少数株主持分」を「非支配株主持分」に改め、同記載上の注意㉕aㇾ中「当期純利益金額」を「親会社株主に帰属する当期純利益金額」に、「により掲記される」を「による」に改め、同記載上の注意㉕b㋑中「あっては」を「あっては、」に改め、同記載上の注意㉕b㋒及び㋓中「による」を「により掲記される」に改め、同記載上の注意㉕bㇾ中「このd」を「d」に、「提出会社が米国基準適用会社である場合」を「提出会社が初めて提出する有価証券届出書に指定国際会計基準に準拠して作成した連結財務諸表を記載する場合又は米国基準適用会社である場合」に改め、同記載上の注意㉕a中「記載されていない場合」の次に「（この届出書に添付された監査報告書に監査証明府令第４条第２項の規定による記載がある場合を除く。）」を加え、「最近２連結会計年度連結財務諸表」を「最近２連結会計年度連結財務諸表」に改め、同記載上の注意㉕cㇾ中「四半期純利益金額又は四半期純損失金額」を「親会社株主に帰属する四半期純利益金額又は親会社株主に帰属する四半期純損失金額」に改め、同記載上の注意㉕cㇿ中「当期純利益金額又は当期純損失金額」を「親会社株主に帰属する当期純損失金額」に改め、同記載上の注意㉕dを「d」に改め、同記載上の注意㉕a中「このa」を「a」に、「最近２事業年度財務諸表」を「最近２事業年度財務諸表」に改め、同記載上の注意㉕b中「財務諸表は、㊲（b」を「財務諸表は、㊲（aただし書及びb」に改める。

第二号の四様式第二部第一の一中「推移」の次に「⑾」を加え、同様式第二部第五の一⑴①中「（10―2）」を「⑿」に改め、同様式第二部第五の一⑴②中「及び包括利益計算書」の次に「⒀」を加え、同様式第二部第五の一⑴③中「連結株主資本等変動計算書」の次に「⒁」を加え、同様式第二部第五の一⑴④中「連結キャッシュ・フロー計算書」の次に「⒂」を加え、同様式第二部第五の一⑵中「（10―3）」を「⑯」に改め、同様式第二部第五の二⑴①中「（10―4）」を「⑰」に改め、同様式第二部第五の二⑴②中「損益計算書」の次に「⑱」を加え、同様式第二部第五の二⑴③中「株主資本等変動計算書」の次に「⑲」を加え、同様式第二部第五の二⑴④中「キャッシュ・フロー計算書」の次に「⑳」を加え、同様式第二部第五の二㈢中「（10―5）」を「㉑」に改め、同様式第三部第一中「提出会社及び」を削り、「財務諸表」の次に「㉒」を加える。

第二号の四様式第四部第一中「⑾」を「㉓」に改め、同様式第四部第二中「⒀」を「㉕」に改め、同様式第四部第三中「⒁」を「㉖」に改め、同様式記載上の注意中⒁を㉖とし、同記載上の注意⒀cⓐ及びⓑ中「⑿」を「㉔」に改め、同様式記載上の注意⒀を㉕とし、⑿を㉔とし、⑾を㉓とし、（10―5）の次に次のように加える。

㉒　連動子会社の最近の財務諸表

連動子会社について、最近２事業年度（６箇月を１事業年度とする会社にあっては、４事業年度）の貸借対照表、損益計算書（製造原価明細書及び売上原価明細書を除く。）、株主資本等変動計算書及びキャッシュ・フロー計算書を第二部の記載に準じて記載すること。

なお、キャッシュ・フロー計算書については記載を省略することができる。

第二号の四様式記載上の注意⑴5）中「（10―3）のb」を「⑯のb」に、「（10―4）ただし書」を「⑰ただし書」に改め、同記載上の注意中（10―5）を㉕とし、（10―4）の次に次のように加える。

⑱　損益計算書

a　最近事業年度の損益計算書（⑰により最近２事業年度に係る貸借対照表を記載する場合は、最近２事業年度の損益計算書）を掲げること。

ただし、⑰ただし書に規定する四半期貸借対照表を掲げた場合には、当該四半期貸借対照表に係る四半期累計期間の四半期損益計算書（四半期財務諸表等規則第４条の３に規定する比較情報を除く。以下⑱において同じ。）を併せて掲げること。この場合において、四半期財務諸表等規則に定めるところにより当四半期会計期間に係る四半期損益計算書を作成した場合には、当該四半期貸借対照表に係る四半期会計期間の四半期損益計算書も併せて掲げること。

また、⑰ただし書に規定する中間貸借対照表を掲げた場合（特定事業会社が中間貸借対照表を掲げた場合を含む。）には、当該中間貸借対照表に係る事業年度の中間損益計算書（中間財務諸表等規則第３条の２に規定する比較情報を除く。）を併せて掲げること。